

議案第16号

厚木市行政手続条例の一部を改正する条例について

厚木市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、聴聞の通知の方式に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市行政手続条例の一部を改正する条例

厚木市行政手続条例(平成9年厚木市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項(これらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
<p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「<u>公示事項</u>」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から<u>2週間を経過したとき</u>に、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判</p>	<p>第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しない</p>

明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

ときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

議案第17号

厚木市公告式条例の一部を改正する条例について

厚木市公告式条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

本市における条例の公布等の方法を、インターネットを利用する方法に変更するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市公告式条例の一部を改正する条例

厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市役所の掲示場に掲示してこれを行う」を「インターネットを利用して行う」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

第3条から第5条までを次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第3条 市長の定める規則（以下「市規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、市規則に準用する。

（市長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（以下「市規程」という。）で公表を要するものに準用する。

（市長以外の市の機関の定める規則の公布等）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則で公布を要するもの及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条第2項ただし書中「市長」とあるのは「市長以外の市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）」と、第3条第1項中「市長の」とあるのは「市長以外の市の機関の」と、「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。
第6条中「規則又は市長」を「市規則若しくは市規程又は市長」に、「当該」を「これらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の厚木市公告式条例の規定は、この条例の施行の日以後に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程について適用し、同日前に公布し、又は公表する条例、市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程については、なお従前の例による。

（厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

3 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「市役所の掲示場に掲示する」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(条例の公布)	(条例の公布)
第2条 略	第2条 略
2 条例の公布は、インターネットを利用して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、市役所の掲示場に掲示して行うものとする。	2 条例の公布は、 <u>市役所の掲示場に掲示してこれを行う。</u>
(市長の定める規則の公布)	(規則の公布)
第3条 市長の定める規則(以下「市規則」という。)を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。	第3条 前条の規定は、規則に準用する。
2 前条第2項の規定は、市規則に準用する。	
(市長の定める規程の公表)	(規程の公表)
第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程(以下「市規程」という。)で公表を要するものに準用する。	第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。
	2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。
(市長以外の市の機関の定める規則の公布等)	(市長以外の市の機関の定める規則の公布等)
第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するもの及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、 <u>第2条第2項ただし書中「市長」とあるのは「市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)」と、第3条第1項中「市長の」とあるのは「市長以外の市の機関の」と、「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。</u>	第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他市長以外の市の機関(教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、 <u>同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u>
(施行期日の特例)	
第6条 市規則若しくは市規程又は市長以外の市の機関の定める規則若しくは規程は、これらの規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。	2 前条の規定は、市長以外の市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。
厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第3項関係）	厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第3項関係）
(公表の方法)	(公表の方法)
第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。	第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 厚木市公告式条例(昭和 30 年厚木市条例
第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する方法

(2) 略

(3) 略

(1) 厚木市公告式条例(昭和 30 年厚木市条例
第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する市役所の掲
示場に掲示する方法

(2) 略

(3) インターネットを利用して閲覧に供する
方法

(4) 略

議案第18号

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

職員の仕事と生活の両立支援の更なる拡充を図ることを目的に、子育て部分休暇を新設するため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和43年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、同条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第8条第2項中「及び組合休暇」を「、組合休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第13条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。）が小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために次の各号のいずれかの時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間

(2) 1年度につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）

第14条の2第1項及び第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。」の次に「又は子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 略	第2条 略
2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休業法</u> 」とい <u>う。</u>)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>育児休業法</u> 第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。	2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>同法</u> 第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
3 略	3 略
4 <u>育児休業法</u> 第18条第1項又は厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年厚木市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。	4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> 第18条第1項又は厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年厚木市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。
(休暇の種類)	(休暇の種類)
第8条 略	第8条 略
2 無給休暇は、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。	2 無給休暇は、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。
(子育て部分休暇)	
第13条の2 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。)が小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4	

第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために次の各号のいずれかの時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間

(2) 1年度につき77時間30分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2及び3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定める

2及び3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉社

ころにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

(給与の減額)

第5条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からの定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇若しくは介護時間(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員がその小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合

厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

(給与の減額)

第5条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からの定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は介護休暇若しくは介護時間(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第19号

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の給与に関する条例(昭和32年厚木市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第1号中「以下この号」を「第5項」に、「いう。。」を「いう。。」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第3項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号において「運賃等相当額」という。)</u>。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(<u>以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>)とする。</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離</u>(以下この号において「<u>使用距離</u>」という。)が片道<u>5キロメートル未満</u>である職員 <u>3,500円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u>である職員 <u>4,800円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u>である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u>である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u>である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u>である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満</u>である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40</u></p>

		<p><u>キロメートル未満である職員</u> <u>22,800円</u></p> <p><u>ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45</u> <u>キロメートル未満である職員</u> <u>25,900円</u></p> <p><u>ニ 使用距離が片道45キロメートル以上50</u> <u>キロメートル未満である職員</u> <u>29,100円</u></p> <p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55</u> <u>キロメートル未満である職員</u> <u>32,300円</u></p> <p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60</u> <u>キロメートル未満である職員</u> <u>35,500円</u></p> <p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上で</u> <u>ある職員</u> <u>38,700円</u></p>
(3)	第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	
4	第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用して、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
	(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額	
	(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額	
5	運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第3項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	
6	通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通	4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通

勤手當にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手當にあっては、1箇月)をいう。

9 略

勤手當にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 略

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手當にあっては、1箇月)をいう。

7 略

議案第20号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（公示送達）

第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとともに、公示事項が記載された書面を厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第8条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、神奈川県の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び附則第4項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

2 この条例による改正後の厚木市市税条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 施行日が令和8年4月1日前の場合には、施行日から同年3月31までの間における新条例第5条の規定の適用については、同条中「第2条第2項ただし書」とあるのは、「第2条第2項」とする。

（個人の市民税に関する経過措置）

4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第13条の2第1項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（同号に掲げる寄附金にあっては、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(公示送達) <p>第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	(公示送達) <p>第5条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>
(納税証明事項) <p>第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税の種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p>	(納税証明事項) <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、軽自動車税の種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p>
2 略	2 略
(寄附金税額控除の対象とする寄附金) <p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、神奈川県の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものとする。</p>	(寄附金税額控除の対象とする寄附金) <p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、神奈川県の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>(2) <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭</u>のうち、<u>公益信託</u></p>

ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により神奈川県知事又は神奈川県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

2 略

2 略

議案第21号

厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例について

厚木市子ども育成条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

子ども基本法の制定に伴い、子どもの権利保障に関する規定を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例

厚木市子ども育成条例(平成24年厚木市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市こども育成条例

第1条中「子ども」を「こども」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「子ども」を「こども」に改め、「取組は」の次に「、こども基本法(令和4年法律第77号)の趣旨を踏まえ」を加え、同条第3号中「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「最も重要な」を「第一義的」に、「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) こどもは個人として尊重され、基本的人権が保障されるという認識の下に、こどもが自己の意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重されるとともに、こどもにとって最善の利益が優先されるよう配慮すること。

第3条から第5条までを次のように改める。

(市の責務)

第3条 市は、市民、子育て関係機関(子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。)、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策について関心と理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て関係機関の役割)

第5条 子育て関係機関は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

2 子育て関係機関は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

第17条を第18条とし、第16条を削り、第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(こども育成推進委員会)

第16条 市長は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策を審議するため、市民等で構成する厚木市こども育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

- 4 委員会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものとする。
- 5 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 6 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 委員会は、特別の事項を審議させるため、部会を置くことができる。
- 8 委員会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができます。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
第14条を削る。
第13条(見出しを含む。)中「あつぎ子ども月間」を「あつぎこども月間」に改め、同条を第15条とする。
第12条(見出しを含む。)中「子ども」を「こども」に改め、同条を第14条とする。
第11条第2項中「子ども」を「こども」に改め、同条を第13条とする。
第10条を第12条とする。
第9条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第11条とする。
第8条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。
(子どもの意見の反映)
第8条 市長は、基本計画その他のこどもに関わる計画又は施策を策定するに当たっては、対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
第6条第2項中「厚木市子ども育成推進委員会」を「第16条に規定する厚木市こども育成推進委員会」に改め、同条を第7条とする。
第5条の次に次の1条を加える。
(事業者の役割)
第6条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第1条第63号中「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改

める。

別表63の項中「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改める。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年厚木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表15の項から100の項までの改正規定中「子ども育成推進委員会の委員」を「こども育成推進委員会の委員」に改める。

参考資料

新旧対照表

下線部分が変更部分

新	旧
<p>厚木市こども育成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、<u>こども</u>が元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者(以下「保護者」という。)も<u>こども</u>と共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>こども</u>が元気で心豊かに成長するための取組は、<u>こども</u>基本法(令和4年法律第77号)の趣旨を踏まえ、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。</p> <p>(1) <u>こども</u>は個人として尊重され、<u>基本的</u>人権が保障されるという認識の下に、<u>こども</u>が自己の意見を表明する機会が確保され、<u>その意見が尊重</u>されるとともに、<u>こども</u>にとって最善の利益が優先されるよう配慮すること。</p> <p>(2) <u>こども</u>が次代の社会を担うかけがえのない存在であり、<u>こども</u>が本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、<u>こども</u>が望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。</p> <p>(3) 保護者が子育てについて第一義的責任を有し、<u>こども</u>の人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。</p> <p>(4) <u>こども</u>が元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が<u>こども</u>及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、市民、子育て関係機関(子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。)、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るために施策を推進するものとする。</p>	<p>厚木市子ども育成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、<u>子ども</u>が元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者(以下「保護者」という。)も<u>子ども</u>と共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>子ども</u>が元気で心豊かに成長するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。</p> <p>(1) <u>子ども</u>が次代の社会を担うかけがえのない存在であり、<u>子ども</u>が本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、<u>子ども</u>が望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。</p> <p>(2) 保護者が子育てについて最も重要な責任を有し、<u>子どもの</u>人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。</p> <p>(3) <u>子ども</u>が元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が<u>子ども</u>及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。</p> <p>(子育て関係機関の役割)</p> <p>第3条 子育て関係機関(子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。)は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行</p>

- 2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策について関心と理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て関係機関の役割)

第5条 子育て関係機関は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 略

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第16条に規定する厚木市こども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(こどもの意見の反映)

第8条 市長は、基本計画その他のこどもに関する計画又は施策を策定するに当たっては、対象となるこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第9条 略

(健康の確保及び増進)

第10条 市は、こども及び保護者の健康の確保

うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、保護者、子育て関係機関、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るために施策を推進するものとする。

- 2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

(基本計画)

第6条 略

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

第7条 略

(健康の確保及び増進)

第8条 市は、子ども及び保護者の健康の確保及

及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境の充実)

第11条 市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るために、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条 略

(子育てに適した環境の整備)

第13条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミニュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

(子どもの健全育成)

第14条 市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

(あつぎ家庭の日及びあつぎこども月間)

第15条 市は、市民が家族の絆を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎこども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎこども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎこども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境の充実)

第9条 市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るために、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第10条 略

(子育てに適した環境の整備)

第11条 略

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミニュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

(子どもの健全育成)

第12条 市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

(あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間)

第13条 市は、市民が家族の絆を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎ子ども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

(子ども育成推進委員会)

第14条 市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項

(こども育成推進委員会)

- 第16条 市長は、市が実施する子育て環境の充実を図るための施策を審議するため、市民等で構成する厚木市こども育成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものとする。
 - 5 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
 - 6 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 7 委員会は、特別の事項を審議せるため、部会を置くことができる。
 - 8 委員会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
 - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第17条 略

第18条 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項関係) (趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(62) 略

(63) こども育成推進委員会の委員

(64)～(101) 略

は、規則で定める。

第15条 略

(子ども・子育て支援法に基づく機関)

第16条 子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく合議制の機関は、第14条第1項に規定する委員会とする。

第17条 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項関係) (趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(62) 略

(63) 子ども育成推進委員会の委員

(64)～(101) 略

別表(第2条関係)

番号	職名		報酬額
略	略		略
6 3	<u>こども育成推進委員会の委員</u>	委員長	略
		委員	略
略	略		略

備考 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

略	略		略
6 3	<u>こども育成推進委員会の委員</u>	委員長	略
		委員	略
略	略		略

別表(第2条関係)

番号	職名		報酬額
略	略		略
6 3	<u>子ども育成推進委員会の委員</u>	委員長	略
		委員	略
略	略		略

備考 略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

略	略		略
6 3	<u>子ども育成推進委員会の委員</u>	委員長	略
		委員	略
略	略		略

議案第22号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金について定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による」を「及び」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の7の2第1号及び第15条の8第1号中「同じ。」の次に「の額」を加える。

第15条の14の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条及び第19条の3から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県

の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び

同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の19 第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の7の3」の次に「若しくは第15条の16」を加え、「、第19条の3第1項（同条第3項）を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項（同条第3項又は第4項）に改め、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の9」を「、第15条の9若しくは第15条の16」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額」に改める。

第19条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「第1号の1人当たり軽減額」を「第1項第1号の1人当たり軽減額」に、「第1号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第1号の1世帯当たり軽減額」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に、「第2号の1人当たり軽減額」を「第1項第2号の1人当たり軽減額」に、「第2号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第2号の1世帯当たり軽減額」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に、

「第3号の1人当たり軽減額」を「第1項第3号の1人当たり軽減額」に、「第3号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第3号の1世帯当たり軽減額」に改め、同条第2項中「第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額」を「第1項第1号の1人当たり軽減額、第1項第1号の1世帯当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1世帯当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額及び第1項第3号の1世帯当たり軽減額」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第5項第1号の1世帯当たり軽減額」という。）とを合算した額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（以下「第5項第2号の1人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 6 第15条の18第2項及び第3項の規定は、第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額及び第5項第3号の1世帯当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び」を「、第15条の7の4、第15条の10、第15条の17並びに」に改め、「前条第1項」の次に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」を加える。

第19条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」とを削り、「第15条第3項」とあるのは」の次に「、」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「(第5項)を「(第6項)に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項前段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、

「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の18第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の18第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(保険料の賦課額) 第11条の2 保険料の賦課額は、 <u>次に掲げる額の合算額とする。</u>	(保険料の賦課額) 第11条の2 保険料の賦課額は、 <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</u>
(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>	
(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>	
(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>	
(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>	
(基礎賦課総額) 第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲	(基礎賦課総額) 第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲

げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るもの除去。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの除去。)の額

ウ及びエ 略

(3) 略

げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るもの除去。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの除去。)の額

ウ及びエ 略

(3) 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) 略

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条及び第19条の3

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行なう場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額
- イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算

定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の17 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の18 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の15第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の19 第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3若しくは第15条の16の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の9の額、次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の9の額、次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当するこ

定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3、第15条の9若しくは第15条の16の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第19条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35

とにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の7の3若しくは第15条の9の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金

条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

の7を乗じて得た額(以下「第1項第1号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1項第1号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第1項第2号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第1項第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料

等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1人当たり軽減額」といいう。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1世帯当たり軽減額」といいう。)とを合算した額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1人当たり軽減額」といいう。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」といいう。)とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料

率に10分の2を乗じて得た額(以下「第1項第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第1項第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項第1号の1人当たり軽減額、第1項第1号の1世帯当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1世帯当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額及び第1項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。

3及び4 略

- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額」といいう。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第5項第1号の1世帯当たり軽減額」といいう。)

率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」といいう。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」といいう。)とを合算した額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。

3及び4 略

額」という。)とを合算した額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第5項第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額
- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第5項第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

- 6 第15条の18第2項及び第3項の規定は、第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「第5項第1号の1人当たり軽減額、第5項第1号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第1号の1世帯当たり軽減額、第5項第2号の1人当たり軽減額、第5項第2号の18歳以上の1人当たり軽減額、第5項第2号の1世帯当たり軽減額、第5項第3号の1人当たり軽減額、第5項第3号の18歳以上の1人当たり軽減額及び第5項第3号の1世帯当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

- 第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第15条の7の4、第15条の10、第15条の17並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

- 第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分

項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2及び3 略

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

5及び6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、前項中「第5条第3項」とあるのは、「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあ

の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」とし、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。

2及び3 略

4及び5 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の7の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

るの「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の18」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは、「第15条の18第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第6項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1) 該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとす

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

る。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは、「第15条の18」と読み替えるものとする。

- 6 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1)及び(2) 略

- 7 略

- 8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

- 9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被

- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1)及び(2) 略

- 6 略

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の7の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の9」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。

保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の16」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは、「15条の18」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の18の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の18第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の18第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

議案第23号

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例について

厚木市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例

厚木市介護保険条例（平成12年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の

2 第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保

険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。) であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第

1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第9条及び第10条の規定により算定する保険料に係る第10条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「期限内に提出できないことについてやむを得ない理由がある」とあるのは、「やむを得ない理由がある」とする。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>附 則 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>第9条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が<u>551,000円以上651,000円未満である者に限る。</u>)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から<u>550,000円</u>を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p>	

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を

控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)
とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。
(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の

収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者みなす。

議案第24号

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例について

厚木市営体育施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市営体育施設について、指定管理者が運営を行う施設に玉川野球場を加えるとともに、指定管理者の選定方法を公募によるものに改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例

厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第9条第1項中「スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する」を削り、同条第6項中「第8条」を「前条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第9条第6項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市営体育施設条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <u>(1)及び(2)</u> 略 2及び3 略	(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 <u>(1) 厚木市営玉川野球場</u> <u>(2)及び(3)</u> 略 2及び3 略
(指定管理者による管理等) 第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 2~5 略 6 前各項に定めるもののほか、体育施設を指定管理者が管理する場合には、第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条から <u>前条</u> までの規定を準用する。	(指定管理者による管理等) 第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 <u>スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する</u> 法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 2~5 略 6 前各項に定めるもののほか、体育施設を指定管理者が管理する場合には、第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条から <u>第8条</u> までの規定を準用する。

議案第25号

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、駐車施設を附置すべき対象に共同住宅を加えるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和63年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第4条 別表第1の(1)の項に掲げる面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第4条の次に次の2条を加える。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第4条の2 特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が、別表第2の(1)の項に掲げる床面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途にあっては、戸数）をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積（共同住宅の用途にあっては、戸数）で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数（10台を超える場合は10台）以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

（建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置）

第4条の3 特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が、2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する自動二輪車（道路交通法（昭和35

年法律第105号) 第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものをいう。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第5条を次のように改める。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあっては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

第5条の次に次の1条を加える。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあっては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあっては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

第6条を次のように改める。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

第8条を次のように改める。

(駐車の用に供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入り出しができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に2を加えた数

3 第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

5 第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第8条の次に次の1条を加える。

（特殊の装置）

第8条の2 第4条、第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

第9条第1項中「又は敷地」を「若しくは敷地」に改め、「場合」の次に「又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合」を加え、「200メートル以内」を「300メートル以内」に改め、同条第2項中「及び構造」を「、構造等」に改める。

第10条の見出しを「（設置の届出）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当

該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。
第11条を次のように改める。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物
- (2) 市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物

2 新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区的指定前の例による。

第12条に次の1項を加える。

2 第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第14条中「第4条、第5条、第6条」を「第4条から第6条まで」に、「当該違反」を「駐車施設の設置、原状回復その他当該違反」に改める。

第15条第1項中「10万円以下」を「50万円以下」に改め、同条第2項中「3万円以下」を「20万円以下」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第16条中「業務」の次に「又は財産」を加える。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
(3)	300平方メートル	400平方メートル	400平方メートル	900平方メートル
(4)	$\begin{array}{l} 2,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} \text{ 延べ面積}) \\ \hline 1 \\ 6,000\text{平方メートル} \times (1) \text{に掲げる面積} \end{array}$			

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(3)	3,000 平方メートル	5,000平方メートル	1,500 平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(4)	6,000平方メートル 延べ面積 1 _____ 2 × 延べ面積				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3（第4条の3関係）

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル
(3)	6,000平方メートル 延べ面積 1 _____ 2 × 延べ面積	

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

附 則 (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第6条までの規定は、施行日から起算して6月を経過した日（以下「適用日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手した者について適用し、適用日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例(以下この項において「改正前の条例」という。)の規定により駐車施設を設置した者（適用日に現に改正前の条例による駐車施設を設置する建築物の新築等に係る工事をしている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長に届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができる。
- 4 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

下線部分が変更部分

新	旧
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 別表第1の(1)の項に掲げる面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。</p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が、別表第2の(1)の項に掲げる床面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は10台)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。)</p> <p>2 前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。</p>	<p>(建築物を新築する場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 法第20条第1項に規定する特定用途(以下「特定用途」という。)に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表に定めるところにより算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に設置しなければならない。</p>

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第4条の3 特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積が、2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたものという。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあっては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあっては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあっては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしよう

(建築物を増築する場合の駐車施設の附置)

第5条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について特定部分に係る増築をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者については、当該増築後の建築物(当該建築物にこの条例が施行された日又は当該建築物の敷地が駐車場整備地区として定められた日から起算して6月を経過した日(以下「適用日」という。)前に新築、増築又は用途の変更(以下「新築等」という。)に着手した特定部分があるときは当該部分を除く。)をすべて新築とみなして前条の規定を適用する。

(建築物の用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第6条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について用途の変更をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる用途の変更をしようとする者については、当該用途の変更後の建築物

とする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(駐車の用に供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入出力させることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に2を加えた数

3 第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部

(当該建築物に適用日前に新築等に着手した特定部分があるときは、当該部分を除く。)をすべて新築とみなして第4条の規定を適用する。

(駐車施設の構造等)

第8条 第4条から第6条までの規定により設置する駐車施設は、駐車の用に供する部分が駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上で、自動車が安全に駐車し、円滑に入出力することができるものとしなければならない。ただし、特殊の形態又は特殊の装置を用いる駐車施設で、市長が有効かつ安全に駐車できると認めたものについては、この限りでない。

分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入出力させることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。
- 5 第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入出力させることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(特殊の装置)

第8条の2 第4条、第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模、構造等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更する場合も

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更する場合も

<p>同様とする。</p> <p><u>(設置の届出)</u></p> <p>第10条 略</p> <p><u>(廃止の届出)</u></p> <p>第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物</u> (2) <u>市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物</u> <p>2 新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区的指定前の例による。</p> <p>(駐車施設の管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならぬ。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第14条 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処</p>	<p>同様とする。</p> <p><u>(届出)</u></p> <p>第10条 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第11条 次に掲げる者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物の新築等をしようとする者</u> (2) <u>この条例の施行後新たに定められた駐車場整備地区において、当該地区に定められた日から起算して6月を経過した日前に建築物の新築等に着手しようとする者</u> <p>(駐車施設の管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>(措置命令)</p> <p>第14条 市長は、第4条、第5条、第6条、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、当該違反を是正するためには必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表第1(第4条関係)

(1)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店 その他 の店舗 の用途 に供す る部分	事務所 の用途 に供す る部分	特定用 途(百貨 店その 他の店 舗、事 務所及 び共同 住宅を 除く。) に供す る部分	非特定用 途に供す る部分
(3)	300 平 方メー トル	400 平 方メー トル	400 平 方メー トル	900 平方 メートル
(4)	2,000平方メートル×(6,000平方メートル-延べ面積) 1 - _____ 6,000 平方メートル×(1)に掲げる 面積-2,000 平方メートル×延べ面 積			

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表(第4条関係)

特定 用途 の種 類	特定部分の 延べ面積	駐車施設の規模	
業務 系用 途	1,500平方メートルを超 え、5,000平 方メートル 以下の部分	延べ面積が 1,500平方メートルを超 える部分の 面積につい て	250平方 メートル までごと に1台
	5,000平方メートルを超 え、10,000 平方メートル 以下の部 分	延べ面積が 5,000平方メートルを超 える部分の 面積につい て	300平方 メートル までごと に1台
	10,000平方 メートルを 超える部分	延べ面積が1 0,000平方メートルを超 える部分の 面積につい て	350平方 メートル までごと に1台
商業 系用 途	1,500平方メートルを超 え、5,000平 方メートル 以下の部分	延べ面積が 1,500平方メートルを超 える部分の 面積につい て	200平方 メートル までごと に1台
	5,000平方メートルを超 え、10,000 平方メートル 以下の部 分	延べ面積が 5,000平方メートルを超 える部分の 面積につい て	250平方 メートル までごと に1台
	10,000平方 メートルを 超える部分	延べ面積が1 0,000平方メートルを超 える部分の 面積につい て	300平方 メートル までごと に1台

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

備考

- 1 この表による駐車施設の規模は、特定部分の延べ面積のそれぞれの区分ごとに算定した台数の合計とする。
- 2 この表において、「業務系用途」とは特定用途のうち事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいい、「商業系用途」とは業務系用途以外の特定用途をいう。
- 3 この表の「特定部分の延べ面積」には、駐車施設の用途に供する部分の面積は算入しない。
- 4 業務系用途に供する部分及び商業系用途に供する部分を有する建築物(以下「混合用途建築物」という。)は、その全部(特定用途以外の用途に供する部分を除く。以下同じ。)を商業系用途に供する建築物とみなす。この場合においては、業務系用途に供する部分の面積に3分の2を乗じて得た面積と商業系用途に供する部分の面積との合計をその建築物の特定部分の延べ面積とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、混合用途建築物についてその全部を業務系用途に供する建築物とみなして算定した駐車施設の規模が同項の規定を適用して算定した規模を超える場合は、その建築物の全部を業務系用途に供する建築物とみなす。

別表第2(第4条の2関係)

(1)	<u>2,000平方メートル</u>				<u>2,000平方メートルかつ50戸</u>
(2)	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>事務所の用途に供する部分</u>	<u>倉庫の用途に供する部分</u>	<u>特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分</u>	<u>共同住宅の用途に供する部分</u>
(3)	<u>3,000平方メートル</u>	<u>5,000平方メートル</u>	<u>1,500平方メートル</u>	<u>4,000平方メートル</u>	<u>100戸</u>
(4)	<u>6,000平方メートル 延べ面積</u>				
	1 ————— 2× <u>延べ面積</u>				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3(第4条の3関係)

(1)	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)に供する部分</u>
(2)	<u>3,000平方メートル</u>	<u>8,000平方メートル</u>
(3)	<u>6,000平方メートル 延べ面積</u>	
	1 ————— 2× <u>延べ面積</u>	

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

議案第26号

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月18日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

物価及び人件費の上昇に即した病院運営に向け、使用料及び手数料の規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市立病院の診療費等に関する条例(平成14年厚木市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

種別	金額	
	市内	市外
特別の 療養環 境の提 供に係 る病室 使用料	特別室	1日につき 25,000円
	個室A	1日につき 12,000円
	個室B	1日につき 10,000円
	4人室	1日につき 3,000円
分べん 介助料	管理者が定 める病院の 診療業務等 の時間(以下 「病院の診 療業務等の 時間」とい う。)におい て分べん介 助を行った 場合	80,000円 (多胎分べんの場合は、80,000円に、胎児の数 から1を減じて得た数に40,000円を乗じて得た 額を加算した額)
	病院の診療 業務等の時 間以外の時 間ににおいて 分べん介助 を行った場 合	112,000円 (多胎分べんの場合は、112,000円に、胎児の数 から1を減じて得た数に56,000円を乗じて得た 額を加算した額)

」

を

「

種別	金額
特別の 療養環 境の提 供に係 る病室 使用料	特別室 個室A 個室B 4人室
	1日につき 40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
分べん介助料	1児につき 148,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

」

に改め、同表新生児介補料の項中「4,000円」を「7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額」に改め、同表死体処置料の項中「3,000円」を「5,500円を超えない範囲内において管理者が定める額」に改め、同表非紹介患者の初診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。）の項中「平成18年厚生労働省告示第495号」の次に「。以下「療養告示」という。」を加え、「7,000円」を「1件につき 7,000円」に改め、同表紹介済患者の再診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。）の項中「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」を「療養告示」に、「3,000円」を「1件につき 3,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

多焦点眼内レンズ支給選定療養費 (療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズ(以下「多焦点眼内レンズ」という。)の支給に際し徴収する使用料をいう。)	1件につき 水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ(その他のものに限る。)の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査(保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。)の費用の額の合計額を基準として管理者が定める額
--	---

長期収載品選定療養費（療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品（同号に規定する新医薬品等をいう。）であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）に際し徴収する使用料をいう。）	1件につき 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第1の1の3の規定により算出した額
---	--

別表第1の備考を削る。

別表第2中

「

1通につき 2,000円
1通につき 5,000円
1通につき 3,000円
1通につき 1,500円
1通につき 5,000円
1通につき 3,000円

」

を

「

1通につき 7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

」

に改める。

附 則

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表第1非紹介患者の初診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。）の項及び紹介済患者の再診料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。）の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1特別の療養環境の提供に係る病室使用料の項から死体処置料の項までの規定及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新		旧			
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)			
種別	金額	種別	金額		
市内	市外				
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室 個室A 個室B 4人室	1日につき <u>40,000円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	特別室 個室A 個室B 4人室	1日につき <u>25,000円</u> 1日につき <u>12,000円</u> 1日につき <u>10,000円</u> 1日につき <u>3,000円</u>	1日につき <u>30,000円</u> 1日につき <u>15,000円</u> 1日につき <u>12,000円</u> 1日につき <u>3,600円</u>
分べん介助料		1児につき <u>148,000円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	分べん介助料	管理者が定める病院の診療業務等の時間(以下「病院の診療業務等の時間」という。)において分べん介助を行った場合	80,000円 (多胎分べんの場合は、80,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に40,000円を乗じて得た額を加算した額)
新生児介補料		1日につき <u>7,000円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	病院の診療業務等の時間以外の時間において分べん介助を行った場合	112,000円 (多胎分べんの場合は、112,000円に、胎児の数から1を減じて得た数に56,000円を乗じて得た額を加算した額)	
死体処置料		1件につき <u>5,500円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	新生児介補料	1日につき <u>4,000円</u>	
			死体処置料	1件につき <u>3,000円</u>	

非紹介患者の初診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号。以下「療養告示」という。)第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。)	<u>1件につき</u> 7,000円	非紹介患者の初診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号に規定する初診に際し徴収する使用料をいう。)	7,000円
紹介済患者の再診料(療養告示第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。)	<u>1件につき</u> 3,000円	紹介済患者の再診料(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診に際し徴収する使用料をいう。)	3,000円
多焦点眼内レンズ支給選定療養費(療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズ(以下「多焦点眼内レンズ」という。)の支給に際し徴収する使用料をいう。)	<u>1件につき</u> 水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ(その他のものに限る。)の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査(保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。)の費用の額の合計額を基準として管理者が定める額		
長期収載品選定療養費(療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品(同号に規定する新医薬品等をいう。)であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に際し徴収する使用料をいう。)	<u>1件につき</u> 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)第1の1の3の規定により算出した額		
略	略	略	略

備考 「市内」とは市内に居住し、通勤し、又は通学する者が使用する場合の使用料をい

別表第2(第2条関係)

種別	金額
普通診断書	<u>1通につき 7,000円を超えない範囲内において管理者が定める額</u>
特別診断書	
死亡診断書	
普通証明書	
特別証明書	
死体検案書	
略	略

い、「市外」とはそれ以外の者が使用する場合の使用料をいう。

別表第2(第2条関係)

種別	金額
普通診断書	<u>1通につき 2,000円</u>
特別診断書	<u>1通につき 5,000円</u>
死亡診断書	<u>1通につき 3,000円</u>
普通証明書	<u>1通につき 1,500円</u>
特別証明書	<u>1通につき 5,000円</u>
死体検案書	<u>1通につき 3,000円</u>
略	略